平成23年度 第3回向日市高齢者福祉計画 及び介護保険事業計画策定委員会 要点録

開	催日	時	平成23年10月28日(金)午後2時開会~
開	催場	所	向日市役所 大会議室(3階)
委	員	長	八木橋委員
出	席	者	八木橋委員、嶋田委員、鈴木委員、出射委員、高桑委員、村山委員、 疋田委員、廣川委員、南橋委員、竹内委員、野村委員、河合委員 (以上12名)
欠	席	者	木村委員
傍	聴	者	なし
議		事	(1)「地域包括ケアの理念と体制イメージ」について(2)「京都・乙訓高齢者健康福祉圏域における介護保健施設の指定状況」について(3)こうふくプラン「第6次向日市高齢者福祉計画及び第5期向日市介護保険事業計画(10月版)」について
資		料	資料1:「地域包括ケアの理念と体制イメージ」 資料2:「京都・乙訓高齢者健康福祉圏域における介護保健施設の指定状況」 資料3:こうふくプラン「第6次向日市高齢者福祉計画及び第5期向日市介護 保険事業計画(10月版)の素案」 ・27ページ・28ページの差し替え

開会

委員長

傍聴希望者の有無につきまして事務局から報告をお願いします。

事務局

本日、傍聴希望者はおられません。

委員長

それでは、本日の資料の説明から始めてください。

事務局

それでは、先日お手元にお届けさせていただいています、本日の資料の確認をさせていただきます。

- 本日の会議次第
- ・資料-1「地域包括ケアの理念と体制イメージ」
- ・資料-2「京都・乙訓高齢者健康福祉圏域における介護保健施設の指定状況」
- ・資料 3 こうふくプラン「第6次向日市高齢者福祉計画及び第5期向日市介護 保険事業計画(10月版)の素案」
- ・本日席上配布させていただいた 27 ページ・28 ページの差し替え分が 1 枚ございます。

委員長

それでは、議事に入りたいと思います。議案の1「地域包括ケアの理念と体制イメージ」について事務局から説明お願いします。

事務局

第5期の介護保険事業計画では、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを進めることを盛り込んだ計画を前提としています。しかし、前回の本策定委員会の中で、「イメージ図があった方がよりわかりやすい。」というご意見をいただきましたので、今回、厚生労働省が「地域包括ケア推進指導者養成研修」のために作成された資料の抜粋したものをお手元にお配りしております。

≪資料-1「地域包括ケアの理念と体制イメージ」について説明≫

委員長

ただ今の説明に対しまして、ご質問等がございましたらお願いします。

事務局

補足をさせていただきます。今回の10月版のこうふくプランの67ページ、真ん中から下半分に包括ケアシステムのイメージ図を抜粋して掲載しています。この1ページを含め、この資料-1の4ページから7ページもどの程度までこの計画に反映させたらいいのかということまで議論をしていただきたいと思います。

委員長

この説明と事務局からの提案についてご質問等ありましたらお願いします。

委 員

まだ住宅問題で高齢者専用賃貸住宅等の取り組みという事で書かれていますが、現状向日市においては、東向日の駅前に「Cアミーユ」という82部屋の高専賃がありますが、これが現状満室状態でして、実際には高専賃自体も非常に需要があって、供給が追いついていない状況であろうかと思います。高専賃は費用が大体20万円位かかり国民年金だけでは賄っていけない。そういう事で国民年金だけでもやっていけるような1人暮らしの家を作ろうという事で、京都府ではサポートハウスを500床作るという計画を立てていますが、こういったものに対して向日市はどうやって

乗っていくのか。現状こういう特養については料金がかかるが、こういった民間の やる分については補助金等々もあるので、もう少し具体的な施策というのを打って いかれたらどうかと思います。

もうひとつ、資料-1の6ページ、補佐人というのは成年後見の補佐人ですか。そうであるならば補助の補ではなく保育の保という字が適切です。

委員長 もう少し安い費用で入れる部分も提供しないと、今の高専賃は値段が厳しいでね。

委員 10月版の37ページ、及び7月版の39ページ、前回は「高齢者がいきいきと安心して暮らし続けられるまち」というのが基本理念で、それが10月版になったら「安心」というのが飛んでしまって、「住み慣れた地域で高齢者がいきいきと暮らせるまち」。なぜ安心が抜けたのですか。基本理念がどう変わったのですか。

事務局 向日市第5次総合計画というのが、平成22年の4月に発行されているので、整合性を持たせるために修正をさせていただいたところです。第4次総合計画では都市将来像として活力と安らぎのあるまちとなっています。

委 員 │ 変わったのであったら、向日市としては、安心はどうでも良いということですか。

事務局 ただ、安心安全に暮らせる生活環境を作り出すという基本施策にはありますが。

委 員 介護保険に「安心」というものが無かったら、保険で安心が担保できなかったら どうして介護保険料を払うのかとなりますよ。

事務局 この件につきましては、また整理をさせていただきたいと思います。

委員長 市の最新の総合計画に合わせる形で、10 月版に関しては書き換えたということで しょうか。

事務局 はい。そうです。

委員長 先ほど委員の方からも出ましたように、高齢者福祉計画・介護保険事業計画としてどう捉えるかという点が、基本理念としても出されていると思うので、委員の方からのご意見も踏まえて、考えさせていただくということでよろしいですか。

委員 67ページにもあるが、安心があるから住み続けられる。文字の問題ではなくて、 理念がどう変わったのかと聞いているのです。

委員長 │ 市の総合計画ももちろんそうだが、高齢者計画・介護保険事業計画として、安全

3

安心というのを、今一度考え直し検討していただくということでよろしいですか。

事務局 検討させていただきます。

委員長 他に資料-1のことにつきまして、何かございませんか。

委員 2ページの地域包括ケアシステムの構築で、地域ケア会議というのがありますが、 これは具体的な構想はあるのですか。ある市町村では具体的にそういう集まりをやっているところもありますが。

事務局 地域包括ケアのイメージ図、地域ケア会議の書かれている枠内が地域包括支援センターになっていて、現在本市の地域包括支援センターでも定期的に地域ケア会議という名目でケース検討を基本的に行なっています。そこから発展的に、支援検討会議とか地域包括ケア会議の全体のものを年2回開催しています。今後また来年度についても、その辺の会議等々を整理して、できるだけズムーズにネットワーク構築につながっていくように検討している最中です。

委 員 │ どちらかというと専門家の方が多いのではないでしょうか。

事務局 従来はそれが全国的に多かったのですが、今はできるだけ市民の、地域住民や民 生委員の方、インフォーマルな活動をされている方にも声かけをしています。

委員 シニアの方の集まりというのはあちこちにあるので、もう少し裾野を広げていかないと。専門家だけで集まっていると広がりがないと思います。市民に広げていくということであれば、もう少し広報に載せるとか、もう少し幅を広げていかないと生きたものになっていかないのではないかと思います。

事務局 今後検討したいと思います。

委員長 議案の2にまいります。

議案2「京都・乙訓高齢者健康福祉圏域における介護保険施設の指定状況」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

この件につきましても、前回の本委員会の中でご質問がありましたので、乙訓保健所の担当課からデータをいただき、併せて、地域密着型サービス事業所や特別養護老人ホームの入所申込状況の最新情報をまとめさせていただきました。

≪資料 - 2 「京都・乙訓高齢者健康福祉圏域における介護保険施設の指定 状況」について説明≫

続きまして議案3、こうふくプラン向日「第6次向日市高齢者福祉計画及び第5期向日市介護保険事業計画(10月版)」について、事務局から説明をお願いします。

《資料 - 3 こうふくプラン向日「第6次向日市高齢者福祉計画及び第5期向日市介護保険事業計画(10月版)」について説明≫

事務局

補足を2点ほど、させていただきます。

63ページの保険料のページ、第5期の計画では、現行の第3段階の太枠で囲った 部分を2つに細分化し、低所得の方に配慮した保険料となるように、現行の第4段 階から下につきましては繰り下げて、全体で12段階にしたいと思っています。

もう1点74ページ、前回の策定委員会で向日市の高齢者人口の増加傾向から、市内を北・中・南に区分し、全体で3か所の地域包括支援センターの設置の方向性を目指しているとご説明しましたが、財政的な問題、人員の確保の問題、また事業内容の調整等問題があり、平成24年度4月からの実施は困難であり、24年度は1か所のままとし、25年度以降は3か所の方向で準備をして進めていくという方向で、地域包括支援センター運営委員会でも第5期の介護保険事業計画に反映していくとう事で確認をしていただいたので、この策定委員会で議論をしていただきたいと思います。

委員長

ただ今の説明に対しまして、ご質問等ございましたらお願いします。

委員

54ページの一番下(3)、これは施設ではないでしょうか。

57ページ、将来の被保険者数第4期、これは実数ですね。7月版の数字と違います。どちらが正しいのですか。第5期の推計の数字は(推計)位は入れてもらわないと。実数が違うというのは、どういうことですか。

事務局

申し訳ございません。再度確認をしてまいります。

委員長

数字のことは、きちんとした数字に書き換えていただくということで、他に何か ございませんか。

委員

地域包括ケアセンターについて、2か所を3か所に増やすという話ですが、現状2か所で大体人口比どれ位になっているのですか。

事務局

現在、地域包括支援センターは、1 か所です。高齢者の人口が約 12,000 人で、国の規定としています人口あたりの基準が 3,000 人~6,000 人未満に1 か所、もしくは主要三職種が必須になりますので、この1 チームが 6,000 人までの間に1 チーム必要です。現在は 12,000 人近く高齢者がおられますので、1 か所ですと数字が合わなくなっていまして、今 3 名ではなく 4 名主要の人員を配置して、さらに補助をするケアマネジャーを専属で置いて対応しているところです。それでもそろそろ手が一杯になっているので、将来的には最低でも 2 か所で、12,000 で今現在ちょうど位の計算になります。2 か所で 12,000 人位というのが、国が示している基準になります。

委 員

1か所 6,000 人とすると、2か所で平均レベルという事ですね。

事務局

先程人口動向を見ていただいたように、これからの3年間さらに増えてまいりますので、3か所を見込んで次の計画に考えさせていただいたところです。10月18日に包括支援センターの運営協議会で、委員の皆様にご了承をいただいて、こちらの計画の策定委員会に出させていただいております。

委員長

他にご意見はございませんか。

事務局

先程この計画全般の説明の中にありましたように、来年度以降の3ヵ年の各種の 事業を今見直して、中身をさらに良くするべく検討中ですが、49ページの介護予防 事業につきましては、こちらの4種類現行でさせていただいているものを載せておりますが、さらにあと1つの事業と中身もリニューアルするように検討中です。具体的になっておりませんので、載せてはおりませんが、次回の時にはもう少しお話できると思います。

委員長かなり書き換えられるということですか。

事務局 具体的には、この表の一番上の介護予防「いきいき」というものをリニューアル というか検討させていただいているところです。認知症予防に関するものが、本市 ではございませんので、新たにできないかというところです。

委員 49ページ、7月は51ページでした。7月の時は訪問型の介護予防事業というの が載っていたが、今度は無いのですね。介護予防は通所型だけということですか。

事務局 7月の時点でも無かったのですが、前の計画のまま掲載されてしまいました。訪問型は今年度しておりません。申し訳ございませんでした。

委員 それと、一番上の二次予防事業対象者に対し、必要に応じた介護予防サービスを 提供します、これは前の時には介護予防ケアプランに基づくサービスを提供します、 これが必要に応じてというように変わったのは、必要に応じたら必ずケアプランに 入って、ちゃんとしてもらえるということですか。

事務局 ケアプランにつきましては、国の要綱が去年8月に変わりまして、それまでは全員に必ず決まったプランニングを義務づけられていたのですが、必要に応じてしなさいということに切り替わりましたので、表現をこのように変えさせていただきました。国の規定では必要に応じてしなさいということですが、本市においては皆さんに基本情報等聞き取りをさせていただいて、プランニングをほぼ全員にさせていただいて、必要に応じたサービスが提供できるようにさせてもらっています。

委員長 他にご質問等ございませんか。

次回に向けてまた書き直していただける箇所、データを入れていただける箇所もあるということなので、ご質問等特に無ければ本日の議題はここまでとなっています。事務局から次回及びパブリックコメントについての説明をお願いします。

委員 これは具体的に2つに細分化されることで、どういうメリットやデメリットが出てくるのですか。

事務局 基準月額が増額となりますので、どの段階の方も第4期と比べると増額になりますが、低所得者の方につきましては、やや負担を軽く押さえる保険料になります。 全体的には乗率の変更もやむを得ないという方向になることもあるかと思われます。

委員 この収入の方は5%増えるとか、全体3%増えるとか、そういう風に聞けばどこ に負担がかかるのかというのがよく分かるが、この段階では全体像がよく見えない。

事務局 現状では、まだ確定しておりません。

それでは、次回の第4回の本委員会の予定ですが、本年度の第1回の当計画策定委員会でご案内させていただいたとおり、パブリックコメントの期間を12月15日から約1か月間を予定いたしております。

本日の皆様のご意見を反映した、こうふくプラン向日「第6次向日市高齢者福祉計画及び第5期向日市介護保険事業計画(10月版)」の修正後の計画案を中間報告をいたしまして、パブリックコメントを行なうため、その前に本委員会開催を考えております。しかしながら、年末を控え、市議会も控えておりますので、できれば本日皆様のご承諾を得られれば、パブリックコメント後の1月を提案させていただきたいと思っております。いかがですか。

委員 前回のパブリックコメントはゼロでしたね。ですから、パブリック・コメントの 期間終了後の1月開催の提案で結構だと思います。

事務局 パブリックコメントにつきましては、今回皆様に意見を頂戴したその結果を反映して、おおむねこの内容全部をパブリックコメントさせていただく予定をしています。基準月額につきましては、まだその段階では決定していませんが、乗率につきましては掲載をさせて頂く予定をしております。パブリックコメント終了が1月16日でありますので、その後を考えておりますが、いかがでしょうか。

委員 年度始めにスケジュール案というのが出ているが、2月の市議会で介護保険条例 の一部改正を議案提示するというのは、基準月額の保険料の件も含め全部決めるのですね。

事務局 そうです。パブリック・コメントには、まだ金額は入りませんが、第4回の本委員会にはお示しいたします。大体の予定ですが、本日の会議の要点録を皆様のお手元に届けさせていただくのは11月11日位です。そこから1週間以内位に皆さんが本日の内容を反映しているかどうか見ていたき、その分をホームページに載せるのが11月の下旬になるかと思います。それと同時に、こうふくプランの10月版を中間報告として出してもいい内容にしたものを、もう一度皆さんに送らせていただきます。

そこで再度、ご意見いただき、それをパブリックコメントにかけさせていただく ということをご了解いただければ、そのような日程になります。

それでは、追って書面にてご案内させていただきます。ご多忙とは存じますがよ ろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長

閉会

本日の会議はこのあたりで終了させていただきます。ありがとうございました。

7